福祉輸送サービス事業

バス、タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障がい者の方の医療機関への通院・入退院、福祉施設への通所・入退所にご利用いただけます。

◎利用できる方（以下の要件をすべて満たす方）

１.白馬村内に住所を有する方
２.白馬村社会福祉協議会に本事業の登録をした会員及び付添人
３.公共交通機関の利用が単独では困難な方で、次の要件のいずれかに該当する方
　①介護保険法の要介護度４以上の方
　②介護保険法の要介護度３（要介護度４と同程度）で、障害老人の日常生活自立度判定基準B以上の方
　③身体障害者手帳の交付を受けている方で、次のいずれかに該当する方
　・車いすの給付判定を受けている方
　・１種１級及び１種２級の下肢機能障害の方で、車いすでなければ移動できない方
　・体幹機能障害の方で、車いすでなければ移動できない方
　・介助者が車いすを使用して移動介助しなければ移動が困難な、肢体不自由若しくは内部障害（人工透析含む。）又は精神障害若しくは知的障害の方

福祉用具の貸出しも行っております！

車いすのまま乗車できる福祉車両を使って、通院などのお手伝いをいたします

◎運 行 日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始はお休み）
◎運行時間：8:30～17:00
※ご予約は、希望する日の３営業日前の 17:00 までにお願いします。
白馬村社会福祉協議会事務局の窓口、又はお電話により行っております。

◎利用料金

走行範囲	利用料（1 回分）
白馬村内	500 円
白馬村外	上記料金に 1 km 30 円を加算

《運行範囲は、白馬村内を発着地とし、大町市及び北安曇郡内です。》

◎申込み・問合せ先
白馬村社会福祉協議会事務局
TEL：0261-72-7230　　FAX：0261-72-7003
〒399-9301
白馬村大字北城 7025（白馬村保健福祉ふれあいセンター内）